

移動等円滑化整備ガイドラインの活用と整備の基本的考え方

第 1 部 公共交通機関の旅客施設・車両等に関する移動等円滑化整備ガイドラインの活用と整備の基本的考え方

1. 移動等円滑化整備ガイドラインの活用にあたって

- 1. 1 ガイドライン策定・改訂の背景 ⇒ 背景など追記・修正予定。
- 1. 2 ガイドラインの位置づけ ⇒ 変更なし。(但し、図 1-1-1 ガイドライン改訂前後の構成の比較) は削除。
- 1. 3 対象施設と対象者 ⇒ 台数や%の前に「約」を追加。

2. 移動等円滑化整備の基本的な考え方

- 2. 1 移動等円滑化の目的 ⇒ 変更なし。
- 2. 2 移動可能な環境づくり ⇒ 変更なし。
- 2. 3 一体的・統合的な整備の方針 (P. 7)

旧 (現行)	新	理由／検討事項
<p>(1) 現状の課題と方針</p> <p>①多様な利用者を統合的にとらえる</p> <p>肢体不自由者 (車椅子使用者、杖使用者等)、視覚障害者 (ロービジョン、全盲)、聴覚・言語障害者 (全聾・難聴)、知的障害者、精神障害者、発達障害者、コミュニケーションに障害がある人など、多様な障害がある人の機能状況 (動くこと、見ること、聞くこと、伝えること、理解すること等) を個別の障害ごとに縦割りにとらえるのではなく、移動の際に発生するニーズに応じてとらえることが必要である (図 1-2-1)。また高齢者、障害者等だけを対象とするのではなく、利用者全体を統合的にとらえることで、他の多くの利用者のニーズにも対応し、移動等円滑化につながるものである。図 1-2-1 に対応し、表 1-2-1 (第 1 部の最後に掲載) には 先述の対象者ごとに想定される主な特性とニーズの関連をあげた。</p>	<p>(1) 現状の課題と方針</p> <p>①多様な利用者を統合的にとらえる</p> <p>肢体不自由者 (車椅子使用者、杖使用者等)、視覚障害者 (ロービジョン、全盲)、聴覚・言語障害者 (全聾・難聴)、知的障害者、精神障害者、発達障害者、コミュニケーションに障害がある人など、多様な障害がある人の機能状況 (動くこと、見ること、聞くこと、伝えること、理解すること等) を個別の障害ごとに縦割りにとらえるのではなく、移動の際に発生するニーズに応じてとらえることが必要である。(図 1-2-1)。<u>例えば、お年寄りの困りごとについては「動くこと」「見ること」「聞くこと」「伝えること・理解すること」の全ての領域に関係する場合があります、盲ろう者では「見ること」「聞くこと」「伝えること・理解すること」に関係する。</u>また高齢者、障害者等だけを対象とするのではなく、利用者全体を統合的にとらえること</p>	<p>・委員会等で盲ろう者等に対する配慮が必要との意見があげられた。重複障害は様々なものがあり、1つ1つのものについて詳細に記載することはできないため、図 1-2-1 で重複障害者を示し、配慮の必要性に関する説明を追記。</p>

	で、他の多くの利用者のニーズにも対応し、移動等円滑化につながるものである。図 1-2-1 に対応し、表 1-2-1 (第 1 部の最後に掲載) には 先述の対象者ごとに想定される主な特性とニーズの関連をあげた。	
--	---	--

旧 (現行)	新	理由/検討事項
<p>(1) 現状の課題と方針</p> <p>②施設・車両等を一体的にとらえる</p> <p>空間、施設、車両等、設備の一部だけに着目して整備を進めるのではなく、誰もがその全てを利用する可能性があるため、例えば旅客施設であれば、その出入口から車両等に至るまで、すべての移動経路、案内設備、サービス施設等を一体的にとらえて整備する。</p>	<p>(1) 現状の課題と方針</p> <p>②施設・車両等を一体的にとらえる</p> <p>空間、施設、車両等、設備の一部だけに着目して整備を進めるのではなく、誰もがその全てを利用する可能性があるため、例えば旅客施設であれば、その出入口から車両等に至るまで、すべての移動経路、案内設備、サービス施設等を一体的にとらえて整備する。 <u>また、交通モードの結節部分については、事業者間で連携を図り移動の連続性を確保することが重要である。</u></p> <p><u>なお、施設整備により事前的改善措置を図ることが基本であるが、人的な対応等と合わせて移動の連続性を確保する必要がある。</u></p>	<p>・委員会等であげられた意見を踏まえ、交通モードの接続部及び人的支援に関する内容を追記。</p>

3. ガイドライン整備の経路・施設配置・情報提供の具体的な考え方

- 3. 1 移動経路確保の考え方 ⇒ 変更なし。
- 3. 2 旅客施設と車両等における施設・設備設置の考え方 ⇒ 変更なし。
- 3. 3 情報提供の考え方 (P. 10)

旧 (現行)	新	理由/検討事項
<p>(2) 接近と退出双方向の情報提供</p> <p>旅客施設及び車両等内において、また、旅客施設と外部とのアクセス (接近)・イグレス (退出) の経路において、高齢者、障害者等の移動を支援するため、見やすく (視覚</p>	<p>(2) 接近と退出双方向の情報提供</p> <p>旅客施設及び車両等内において、また、旅客施設と外部とのアクセス (接近)・イグレス (退出) の経路において、高齢者、障害者等の移動を支援するため、見やすく (視覚</p>	<p>基準検討委員会の内容を踏まえて一部内容を追加。</p>

表示設備の 場合)、聞きやすく (音案内設備の場合)、内容がわかりやすい、適切な案内用設備を設置する。	表示設備の 場合)、聞きやすく (音案内設備の場合)、内容がわかりやすい、適切な案内用設備を設置する。 <u>また、必要に応じて乗降場やその付近においても案内板等の設備を整備する。</u>	
---	--	--

旧 (現行)	新	理由/検討事項
<p>(3) 情報提供手段の役割分担</p> <p>情報量が多い場合には、情報の優先順位に考慮した上で、パンフレット等による情報提供も活用することによって、案内用設備 (視覚表示設備、音案内設備) による情報提供を簡潔にすることも検討する。さらに、案内用設備では対応できない高齢者、障害者等への人的な対応も考慮する。</p>	<p>(3) 情報提供手段の役割分担</p> <p>情報量が多い場合には、情報の優先順位に考慮した上で、パンフレット等による情報提供も活用することによって、案内用設備 (視覚表示設備、音案内設備) による情報提供を簡潔にすることも検討する。さらに、案内用設備では対応できない高齢者、障害者等への人的な対応も考慮する。<u>ホームページなどによる情報提供については、障害のある利用者にとって事前の情報収集が施設や車両を円滑に利用するための有効な手段であるため、ウェブ利用のアクセシビリティに関する JIS 規格 (JIS X 8341-3) 等を考慮したものとする。</u></p>	

旧 (現行)	新	理由/検討事項
<p>(4) 異常時の情報提供</p> <p>遅延や運休 (欠航) などによる振替輸送の実施など、通常と異なる経路を案内する必要がある場合は、移動等円滑化経路についても前もって把握し、速やかに案内する。</p>	<p>(4) 異常時の情報提供</p> <p>遅延や運休 (欠航) などによる振替輸送の実施など、通常と異なる経路を案内する必要がある場合は、移動等円滑化経路についても前もって把握し、速やかに案内する。<u>また、障害の状況により情報収集の方法が異なるため、音声情報や文字情報等複数の手段で情報提供をする必要がある。</u></p>	<p>基準検討委員会の内容を踏まえて一部内容を追加。</p>

4. 移動等円滑化整備に関連した連携協力 ⇒ 事業者間の連携に関する内容の充実を検討。

5. 当事者参加により期待できる効果<新規>

旧（現行）	新	理由／検討事項
	<p><u>施設整備については、一度整備を行った後で改善を図ることは物理的な制約やコストを考慮すると対応が容易でない場合がある。また、施設や利用者の状況によりガイドライン通りに整備を行っても必ずしも十分な対応とならないことがある。</u></p> <p><u>施設を新設する場合や大規模な修繕を行う場合には、障害者をはじめとする利用者や専門家からの意見収集や意見交換を行い、当事者参加による整備を進めることで、より多くの利用者にとって利用しやすい施設となる。また、施設や設備のみではなく利用空間全体を視野に入れて改善を図ることで分かりやすい施設とすることは移動の連続性を確保するうえで重要な視点となる。</u></p> <p><u>なお、一度整備されたものであっても、状況の変化により利用の仕方等が変化する場合があるため、当事者参加の下で継続的な評価を行い、改善を図る必要がある。</u></p>	<p>委員会等で施設を整備する際の当事者参加の重要性、継続的な改善等についてあげられた意見を踏まえ「当事者参加により期待できる効果」の項目を追加。</p>

表 1-2-1 本整備ガイドラインに示す対象者の主な特性（より具体的なニーズ）の整理（p.12）

旧（現行）	新	理由／検討事項
<p>■知的障害者 <主として図 1-2-1 の d のニーズ> 初めての場所や状況の変化に対応することが難しいため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道に迷ったり、次の行動を取ることが難しい場合がある ・感情のコントロールが困難でコミュニケーションが難しい場合がある ・情報量が多いと理解しきれず混乱する場合がある ・周囲の言動に敏感になり混乱する場合がある ・読み書きが困難である場合がある 	<p>■知的障害者 <主として図 1-2-1 の d のニーズ> 初めての場所や状況の変化に対応することが難しいため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道に迷ったり、次の行動を取ることが難しい場合がある ・感情のコントロールが困難でコミュニケーションが難しい場合がある ・情報量が多いと理解しきれず混乱する場合がある ・周囲の言動に敏感になり混乱する場合がある ・読み書きが困難である場合がある ・<u>視覚過敏や聴覚過敏である場合がある など</u> 	<p>委員意見などを踏まえて一部追加。</p>

旧（現行）	新	理由／検討事項
<p>■精神障害者</p> <p><主として図 1-2-1 の d のニーズ></p> <p>状況の変化に対応することが難しいため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新しいことに対して緊張や不安を感じる ・混雑や密閉された状況に極度の緊張や不安を感じる ・周囲の言動に敏感になり混乱する場合がある ・ストレスに弱く、疲れやすく、頭痛、幻聴、幻覚が現れることがある ・服薬のため頻繁に水を飲んだりすることからトイレに頻繁に行くことがある ・外見からは気づきにくい 	<p>■精神障害者</p> <p><主として図 1-2-1 の d のニーズ></p> <p>状況の変化に対応することが難しいため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新しいことに対して緊張や不安を感じる ・混雑や密閉された状況に極度の緊張や不安を感じる ・周囲の言動に敏感になり混乱する場合がある ・ストレスに弱く、疲れやすく、頭痛、幻聴、幻覚が現れることがある ・服薬のため頻繁に水を飲んだりすることからトイレに頻繁に行くことがある ・外見からは気づきにくい ・<u>視覚過敏や聴覚過敏である場合がある</u> など 	<p>委員意見などを踏まえて一部追加。</p>
<p>■発達障害者</p> <p><主として図 1-2-1 の d のニーズ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・注意欠陥多動性障害（AD/HD）等によりじっとしてられない、走り回るなどの衝動性、多動性行動が出る場合がある ・アスペルガー症候群等により特定の事柄に強い興味や関心、こだわりを持つ場合がある ・反復的な行動を取る場合がある ・学習障害（LD）等により読み書きが困難である場合がある ・他人との対人関係の構築が困難 など 	<p>■発達障害者</p> <p><主として図 1-2-1 の d のニーズ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・注意欠陥多動性障害（AD/HD）等によりじっとしてられない、走り回るなどの衝動性、多動性行動が出る場合がある ・<u>広汎性発達障害等</u>により特定の事柄に強い興味や関心、こだわりを持つ場合がある ・反復的な行動を取る場合がある ・学習障害（LD）等により読み書きが困難である場合がある ・他人との対人関係の構築が困難 ・<u>視覚過敏や聴覚過敏である場合がある</u> など 	<p>アスペルガー症候群の名称が変更されたため、発達障害支援法に基づき修正。また、委員会等の意見を踏まえて、視覚過敏や聴覚過敏の内容を追加。</p>